

[事案 2021-9] 死亡保険金支払等請求

・令和3年12月5日 裁定不調

<事案の概要>

特約保障期間等に関する誤説明があったことを理由に、死亡保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に父が死亡したため、平成19年10月に契約した終身医療保険の定期保険特約にもとづき死亡保険金を請求したところ、令和2年9月に定期保険特約の保障期間が満了していることを理由に、保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、死亡保険金を支払うか、令和2年4月時点における解約返戻金相当額を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、本特約の保険期間を認識しておらず、父が死亡した後、自分に対して、死亡保険金の請求ができると言っていた。
- (2) 募集人は、本特約が終身であることを前提とした説明をしてきたため、契約時から死亡するまで、父は本特約を終身だと認識していた。
- (3) 父は、医師から余命半年と宣告されていたが、令和2年4月の時点で半年を超えて生存しており、特に衰弱もしていなかったことから、正確に特約の保険期間を案内されていれば、本契約を解約していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が本特約の保険期間を明確に認識しておらず、そのために保険期間の終了を申立人父に個別に伝えていなかったとしても、当社は本特約の支払事由に該当しない死亡保険金を支払う義務を負わない。
- (2) 本契約の申込書等には、本特約の保険期間が明記されていることから、申立人父が本特約は保険期間の定めがないと認識していたとは考えられない。
- (3) 申立人父が、令和2年4月時点で本契約を解約するという選択をする可能性は低く、募集人が本特約の保険期間終了の案内をしていなかったことと、解約返戻金相当額の損害との間に因果関係がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、死亡保険金請求手続時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤認識および誤説明等を理由とした死亡保険金の支払いは認められず、令和2年4月時点における解約返戻金相当額の支払いも認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、令和元年10月の死亡保険金受取人変更手続時に、定期保険特約の保障期間を認識していなかったため、申立人父や申立人に対し、本特約の保障期間が約1年後に満了す

ることを説明しなかった。

(2) 事情聴取で募集人は、毎年定期点検をして保障内容を確認していたと陳述しているが、申立人父の死亡後、社内で死亡保険金が支払われないと指摘を受けるまで、本特約の保障期間満了時期を確認していなかった。

(3) 募集人は、申立人父の死亡連絡を受けた際、申立人に対し、保険期間の終期を確認せずに、軽率に死亡保険金を受領できるといった期待を抱かせた。